

# 業務連絡

2021年9月29日  
JR東海労新幹線関西地本  
編集 業務部 No. 8

2021年9月29日、新大阪日之出会議室において「申」第8号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

## 出向者の勤務時間中の労働組合活動に関する申し入れ

会社は、8月24日より再開した新幹線乗務員の「54才原則出向」に関する面談を行っている。面談の中では個別に出向に対する反対の意思表示を行っているが、対象者の中には団体交渉等の委員や、大会等の構成員として出席する場合がある。

7月6日、地本は労働協約に基づき「各種委員の決定について」として「委員名簿の交換」「苦情処理委員の指名」を行った。

また、出向規程第5条の2には、「出向社員は、出向期間中であっても、出向先と調整の上で会社が業務を命じた場合はその業務に従事しなければならない。また、会社から指示された事項について、報告を行わなければならない。」とあり、併せて組合との信義則を遵守すべきである。

会社が責任を持って出向させるといふならば「労働協約」「出向規程」に基づく団体交渉等の各委員等が出向先においても必ず出席できるよう、会社が出向先会社に対して勤務手配をするべきと考える。

従って、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

## 記

1. 「労働協約」第6条(1)から(4)に定められた団体交渉等の各委員、幹事、関係者及び参考人が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。

### 【会社回答】

出向先の勤務については出向先会社が決めるものであり、当社が指定することではない。貴側と締結している労働協約第6条の規定に則り会社から承認を得た場合に勤務時間中の組合活動を認めているものであって当社の労務指揮権が及ばない出向社員に対しては、これまでも承認しておらず、今後も承認することはできない。

2. 「労働協約」第6条(5)及び(6)に定められた労働組合の大会、委員会、執行委員会等の構成員や関係者が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。

### 【会社回答】

出向先の勤務については出向先会社が決めるものであり、当社が指定することではな

い。貴側と締結している労働協約第6条の規定に則り会社から承認を得た場合に勤務時間中の組合活動を認めているものであって当社の労務指揮権が及ばない出向社員に対しては、これまでも承認しておらず、今後も承認することはできない。

3. 「出向規程」第5条の2に定められた、会社が業務を命じた場合は「労働協約」第6条に定められた団体交渉等の各委員、幹事、関係者及び参考人が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。

**【会社回答】**

労働協約第6条の規定は会社から承認を得た場合に勤務時間中の組合活動を認めている。会社が業務として命じるものでないことから、出向先会社に対して勤務上の措置を依頼することはない。

以 上

《若干のやり取り》

(組合) 回答する前に、今回の申し入れ(出向者の勤務時間中の労働組合活動に関する)の対象者が業務委員であり、対象者を入れず幹事間だけで済ますのは、集団的労使関係の主旨から反している。対象者の生の声を聞くべきだ。

(会社) 意見として聞いておく。

(組合) 7月6日の業務委員会に提出した労働協約に基づき「各種委員の決定について」として「委員名簿の交換」「苦情処理委員の指名」を行った。そして、双方これを認めた。認めたにも関わらず、この委員を出向させるのは真義誠実の原則に反している。

(会社) 就業規則に則り、出向の扱いをしている。

(組合) 今回の申し入れは、9月1日に行った。その後、対象の委員の出向が無くなった。それは、この申し入れに配慮して出向を止めたのか。

(会社) そういうことはない。出向先と調整のためである。

(組合) 労働協約に基づけば出向者は組合員だ。従って労働協約に基づき、同じ扱いをすべきだ。

(会社) 出向社員であり、労務指揮権が及ばないし、会社としては承認しない。

(組合) それなら、労務指揮権が及ばないところではない、労働協約第6条が履行されるところにしたらいい。

(会社) 出向先会社に本体の労働協約を適用しない、労務指揮権が及ばない。

(組合) だから、労働協約協約上の組合員としての保障すべきだ。即ち、出向はしないことだ。

(会社) そういう考えはない。就業規則に則り出向の扱いをする。

(組合) 労働協約協約上の組合員であり、出向させて労働協約協約に則り同じ扱い（勤務時間中の労働組合活動）が出来ないということは、不当労働行為だ。

(会社) 不当労働行為ではない。

(組合) 不当労働行為だと強く言うておく。

以上